

●香川県監査委員公表第26号

平成25年8月11日付けで提出された住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、監査の結果を次のとおり公表する。

平成25年10月11日

香川県監査委員 林 熱
同 鍋 嶋 明 人
同 山 田 正 芳
同 十 河 直

第1 監査の請求

1 請求人

高松市新北町21番14号 矢野 輝雄

2 請求書の提出

平成25年8月12日（請求書の日付は、同月11日）

3 請求の内容

（以下、原文に即して記載する。）

別紙事実証明書（平成25年8月3日付朝日新聞記事）の記載によると、氏名不詳の香川県職員は、所得税法第204条第1項第2号に規定する者の業務に関する報酬又は料金の支払いに際して源泉徴収義務者としての義務に違反して2008年7月から本年6月までの間に件数で265件、金額で1,582万円の違法な不徴収があった事実が認められる。別紙事実証明書によると、香川県職員は、この不徴収について「源泉徴収をしていなかった1,582万円については62人に返還を請求する。延滞税と不納付加算税の計135万円は県が負担する」としているが、少なくとも、香川県職員の過失による「延滞税と不納付加算税の計135万円」については、違法な不徴収について責任を有する者に負担させる必要があり、公金から支出する行為は、地方自治法第242条第1項に規定する違法な公金支出に該当するものである。本件住民監査請求の対象とする行為は、上記の「延滞税と不納付加算税の計135万円」の違法な公金支出である。

本件公金支出は、上記の通り地方自治法第242条第1項に規定する違法な公金支出であり、必要のない公金支出を違法とする地方自治法232条第1項、自治体は最少の経費で最大の効果を上げる必要があるとする同法第2条第14項、自治体の経費はその目的を達成するための必要かつ最少の限度を超えて支出することはできないとする地方財政法第4条第1項の各規定に違反する違法な公金なのである。

よって、本件請求人は、香川県監査委員が、上記の「延滞税と不納付加算税の計135万円」の違法な公金支出について責任を有する者に対して、損害の補填を求めるほか、懲戒処分その他の必要な措置をとるよう香川県知事に対して勧告することを求める。

なお、本件不徴収の発覚の端緒は、本件請求人が、平成25年6月9日に「所得税法第204条第1項第2号に規定する者の業務に関する報酬又は料金の支出金調書のうち、平成20年4月から本公開請求書到達日までの間の源泉徴収をしていない支出金調書の全部」の公開請求をしたことがあるが、同公開請求に対する開示は、本年8月12日になされるので新たな証拠方法を発見した場合には追って提出する。

（別紙事実証明書省略）

第2 請求の受理

本件請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条所定の要件を具備しているものと認め、平成25年8月16日にこれを受理した。

第3 個別外部監査契約に基づく監査の求めについての判断

1 個別外部監査契約に基づく監査の請求

請求人は、「住民監査請求の分野においては、従来の監査委員の制度は、全く機能しておらず、信用できないので、個別外部監査契約に基づく監査を求める必要がある。」として、個別外部監査契約に基づく監査を求めている。

2 個別外部監査契約に基づく監査に付さなかった理由

外部監査制度が設けられた趣旨は、地方公共団体の組織に属さない外部の専門的な知識を有する者による外部監査を導入することにより、当該団体における監査制度の独立性と専門性を一層充実するとともに、地方公共団体における監査機能に対する住民の信頼を高めることにあるが、この制度は監査委員制度と相反するものではなく、地方公共団体の行政の適正な運営の確保という共通の目的に資する制度であり、両者が相互に機能を発揮することによって地方公共団体の監査機能の全体が充実することが期待されているものである。

本件請求は、所得税の源泉徴収不徴収に係る延滞税及び不納付加算税の支出に関するものであり、その財務会計上の違法性等についての判断を行うに当たって、特に監査委員の監査に代えて外部の者による判断を必要とし、あるいは、特に専門的な知識や判断等を必要とする事案ではないと考えられることから、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を実施することが相当であるものとは認められない。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

上記請求の内容において、事実証明書に示された所得税の源泉徴収不徴収（以下「源泉徴収漏れ」という。）に係る延滞税及び不納付加算税の支出を監査対象事項とした。

2 監査対象部局

出納局、政策部、総務部、環境森林部、健康福祉部、商工労働部、土木部、収用委員会事務局、労働委員会事務局、教育委員会事務局、警察本部及び水道局

3 請求人による証拠の提出及び陳述

請求人に対して、自治法第242条第6項の規定に基づき、平成25年8月29日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、請求人からはこれを行わない旨の意思表示がなされた。

第5 監査の結果

本件請求については、監査委員の合議により、次のとおり決定した。

本件請求は、理由がないものと認め、棄却する。

以下、その理由について述べる。

1 事実関係の確認

関係書類の調査等により次の事項を確認した。

(1) 所得税の源泉徴収制度の概要

所得税は、所得者自身が、その年の所得金額とこれに対する税額を計算し、これらを自主的に申告して納付する、いわゆる「申告納税制度」が採用されているが、これと併せて特定の所得については、その所得の支払の際に支払者が所得税を徴収して納付する源泉徴収制度を探っている。この源泉徴収制度は、給与や利子、配当、税理士報酬などの所得を支払う者が、その

所得を支払う際に所定の方法により所得税額を計算し、支払金額からその所得税額を差し引いて国に納付するというものである。

なお、平成25年1月1日以降に生じる所得のうち、所得税の源泉徴収の対象とされている所得については、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号）の規定による復興特別所得税を併せて徴収し、徴収した所得税と併せて納付する源泉徴収制度が採用されている。

この源泉徴収制度により徴収された所得税（以下、原則として復興特別所得税を含むものとする。）の額は、例えば、報酬・料金等に対する源泉徴収税額については確定申告により、また、給与に対する源泉徴収税額については、通常は年末調整という手続を通じて、精算される仕組みになっている。

（2）所得税法等における源泉徴収に関する規定

ア 所得税法

所得税法（昭和22年法律第27号）第6条は、「……給与等の支払をする者その他第4編第1章から第6章まで（源泉徴収）に規定する支払をする者は、この法律により、その支払に係る金額につき源泉徴収をする義務がある。」旨規定し、同法第4編第4章の第204条第1項は、「居住者に対し国内において次に掲げる報酬若しくは料金、契約金又は賞金の支払をする者は、その支払の際、その報酬若しくは料金、契約金又は賞金について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない。」旨規定し、同項第1号で、「原稿、……又はデザインの報酬、……及び講演料並びにこれらに類するもので政令で定める報酬又は料金」、同項第2号で、「弁護士（外国法事務弁護士を含む。）、司法書士、土地家屋調査士、……、建築士、不動産鑑定士、技術士その他これらに類する者で政令で定めるものの業務に関する報酬又は料金」を規定している。また、同法221条は、「……所得税を徴収して納付すべき者がその所得税を納付しなかつたときは、税務署長は、その所得税をその者から徴収する。」旨規定している。

イ 国税通則法

国税通則法（昭和37年法律第66号）第36条第1項は、税務署長は、国税に関する法律の規定により次に掲げる国税を徴収しようとするときは、納税の告知をしなければならない旨規定し、同項第2号で、源泉徴収による国税でその法定納期限までに納付されなかつたものと規定している。

延滞税については、同法第60条第1項で、納税者は、次の各号の一に該当するときは、延滞税を納付しなければならない旨規定し、同項第5号で、源泉徴収による国税をその法定納期限までに完納しないときと規定している。

また、不納付加算税については、同法第67条第1項で、源泉徴収による国税がその法定納期限までに完納されなかつた場合には、税務署長は、当該納税者から、第36条第1項第2号（源泉徴収による国税の納税の告知）の規定による納税の告知に係る税額又はその法定納期限後に当該告知を受けることなく納付された税額に100分の10の割合を乗じて計算した金額に相当する不納付加算税を徴収する旨、また、自主納付された場合に原則適用される同条第2項では、源泉徴収による国税が第36条第1項第2号の規定による納税の告知を受けることなくその法定納期限後に納付された場合において、その納付が、当該国税についての調査があつたことにより当該国税について当該告知があるべきことを予知してされたものでないと

きは、その納付された税額に係る前項の不納付加算税の額は、同項の規定にかかわらず、当該納付された税額に100分の5の割合を乗じて計算した金額とする旨規定している。

さらに、国税の徴収権の消滅時効については、同法第72条で、国税の徴収を目的とする国の権利（以下「国税の徴収権」という。）は、その国税の法定納期限から5年間行使しないことによって、時効により消滅する旨規定している。

(3) 支出手続

ア 自治法の規定

自治法第232条の3は、支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為といふ。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない旨規定し、自治法第232条の4第1項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第160条の2では、支出命令をする権限を有する職員は、当該支出負担行為に係る債務が確定した時等に支出命令を行う旨、また、自治法第232条の4第2項は、会計管理者は、当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出をすることができない旨規定している。

イ 香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「会計規則」という。）の規定

会計規則第7条は、収支命令者は、歳入の調定の通知又は支出の命令を発しようとするときは、歳入についてはその内容を確認し、歳出については支出負担行為が法令又は予算に適合しているか否かを調査しなければならない旨規定し、会計規則第8条は、会計管理者及び所の出納員は、支出負担行為の合議又は支出の命令を受けたときは、その内容を審査しなければならない、この場合において、その内容が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その理由を付して、これを支出負担行為担当者又は収支命令者に返戻しなければならない旨規定し、同条第8号に、その他法令又は契約に違反しているときと規定している。

ウ 専決等

支出負担行為及び支出の命令の専決（知事の補助機関が、常時、知事に代わって決裁することをいう。）事項及び代決については、香川県事務決裁規程（昭和44年訓令第2号）及び香川県出先機関事務決裁規則（昭和44年規則第5号）において規定されているところである。

また、会計管理者の事務を補助する職員の専決（会計管理者の事務を補助する職員が、常時、会計管理者に代わって決裁することをいう。）事項及び代決については、香川県会計事務専決及び代決規程（平成19年会計管理者訓令第1号）において規定されている。

エ 源泉所得税の控除及び納付（知事部局、教育委員会等）

所得税法第204条第1項各号に該当する報償費、旅費、委託料、手数料等個人に対する支払に係る所得税の源泉徴収については、所得税法等に基づき、会計管理者又は所の出納員による支出審査を経た後、支払時に所得税を源泉徴収（控除）し、徴収（控除）した所得税は県の歳入歳出外現金に受入れし、受入れした源泉所得税は、徴収した日の属する月の翌月10日に、歳入歳出外現金から払出し、国に納付している。

オ 水道局の規定等

水道局において、支出負担行為や支出の命令の専決権者、支出負担行為に関する確認を行う行為の委任等は、香川県水道局組織規程（昭和44年企業管理規程第1号）や香川県水道局財務規程（昭和43年企業管理規程第4号）に規定されているところであるが、所得税の源泉徴収については、所得税法等に基づき、支出の際に企業出納員による確認を経た後、支出時

に所得税を源泉徴収（控除）し、徴収（控除）した所得税は預り金に受入れし、受入れした源泉所得税は、徴収した日の属する月の翌月10日に、預り金から払出し、国に納付している。

(4) 所得税の源泉徴収漏れの状況

ア 源泉徴収漏れの調査

平成25年6月9日付けの所得税法第204条第1項第2号に規定する者の源泉徴収の状況に関する情報公開請求を受け、出納局では、第4の2で記載した部局以外の部局も含めた全部局を対象に、平成20年4月1日以降の支払日の同項各号に規定する源泉徴収義務のある全ての支払について、源泉徴収漏れがあるかどうかについて調査を行った。

なお、調査の過程で、源泉徴収の要否について疑義のあるものについては、高松税務署に確認をしている。

イ 調査の結果

調査の結果、国税の徴収権の時効消滅していない平成20年7月1日以降の報酬、料金等の支払分のうち、源泉徴収漏れの支払件数は、265件、源泉徴収不足額は、15,819,999円であった。部局ごとの件数、源泉徴収不足額等は、別表のとおりである。

(5) 所得税の源泉徴収漏れの分類

出納局では、源泉徴収漏れの支払265件について、以下の区分のように分類している。

内訳	件数	源泉徴収不足額(円)
委託料、役務費で支払う場合は、源泉徴収が不要であると誤認	217	15,637,000
実費弁償のうち課税対象を誤認（裁判に係る郵送代等）	12	66,927
講演会の講師等の旅費について、源泉徴収が不要であると誤認	27	7,033
税率の適用誤り（特許の実施補償金）	1	41,000
源泉徴収の非該当と誤認（法律相談、デザイン、筆耕翻訳、体験発表）	8	68,039
計	265	15,819,999

(6) 源泉徴収不足額、延滞税及び不納付加算税の支出

所得税の源泉徴収漏れが判明したことから、国税通則法第36条の規定により源泉徴収不足額15,819,999円を、同法第60条の規定により延滞税619,100円を、同法第67条の規定により不納付加算税730,000円を平成25年8月2日に納付した。

なお、不納付加算税の金額については、高松税務署と協議し、同法第67条第1項で規定する源泉徴収不足額に100分の10の割合を乗じて計算した金額ではなく、自主納付の場合に原則適用される同条第2項で規定する源泉徴収不足額に100分の5の割合を乗じて計算した金額である。

その後、高松税務署より、延滞税及び不納付加算税について算定ミスがあり、訂正の連絡があったことから、延滞税3,300円及び不納付加算税16,000円を同月22日に追加納付した。追加納付の結果、納付した延滞税は622,400円、不納付加算税は746,000円、合計1,368,400円である。

(7) 源泉所得税不足額相当額の県への返還手続の状況

所得税の源泉徴収不足額相当額については、平成25年8月27日までに、調定又は戻入する手続を行い、納入通知書又は返納通知書を支払相手方に送付した。なお、支払相手方が所得税の更正の手続を行い、その後所得税が還付されることを勘案し、納期限は、最長で同年12月2日

に設定している。同年9月30日現在までに返還された額は、源泉徴収不足額15,819,999円のうち5,337,148円、返還された件数は、265件のうち138件である。

(8) 再発防止策

所得税の源泉徴収漏れを受け、会計管理者は、各所属長に対し、平成25年8月2日付で、県の源泉徴収義務、所得税法第204条第1項各号該当の判断及び会計事務検査、所属長による自主検査等におけるチェックの強化を内容とした「源泉徴収事務の適正な執行について」の通知文書を発出するとともに、源泉徴収事務に関する留意事項をとりまとめた資料を作成して、同月9日付で、出納局審査課長から各所属長に対し周知した。

さらに、同月23日には、出納局の主催で、全所属を対象に、源泉徴収事務に関する研修会を開催し、源泉徴収事務に係る事案の概要、源泉徴収事務に関する留意事項及び源泉徴収事務の事務手続等について、周知徹底を図った。

2 監査委員の判断

(1) 延滞税及び不納付加算税の支出の違法性について（自治法232条第1項等の各規定違反）

所得税法221条では、同法第204条の規定により、所得税を徴収して納付すべき者がその所得税を納付しなかつたときは、税務署長は、その所得税をその者から徴収する旨規定されている。また、国税通則法第36条では、税務署長は、源泉徴収による国税でその法定納期限までに納付されなかつたものを徴収しようとするときは、納税の告知をしなければならない旨規定されている。

さらに、延滞税については、同法第60条で、納税者は、源泉徴収による国税をその法定納期限までに完納しないときは、延滞税を納付しなければならない旨規定されており、不納付加算税については、同法第67条で、源泉徴収による国税がその法定納期限までに完納されなかつた場合には、税務署長は、不納付加算税を徴収する旨規定されている。

県は、所得税の源泉徴収漏れを発見し、納付すべき源泉所得税の不足額が判明した以上、所轄の税務署の国税の徴収権の行使の有無にかかわらず、源泉徴収不足額並びにそれに係る延滞税及び不納付加算税を納付すべき法律上の義務がある。源泉徴収不足額並びに本件の延滞税及び不納付加算税の支出については、所得税法及び国税通則法の規定に基づくものであり、源泉徴収不足額並びに本件の延滞税及び不納付加算税の支出手続についても、会計規則等に則って執行されており、適正な財務会計行為で、なんら違法性は存在しないものと判断する。なお、延滞税及び不納付加算税の金額については高松税務署と協議し確定したもので妥当なものである。

以上のことから、本件の延滞税及び不納付加算税の支出が、自治法第232条第1項並びに自治法第2条第14項及び地方財政法（昭和23年法律第109号）第4条第1項の各規定に違反していると認ることはできない。したがって、自治法第242条第1項に規定する違法な公金の支出に該当するものとは認められない。

(2) 職員の賠償責任について

上記のとおり、本件の延滞税及び不納付加算税の支出については、所得税法、国税通則法等の規定に基づく支出であり、また、会計規則等に則って執行されており、なんら違法性は存在しないが、以下、延滞税及び不納付加算税を県費で支出したことに関し、自治法第243条の2で規定する職員の賠償責任の有無について、判断する。

ア 自治法等の規定等

自治法第243条の2第1項後段では、支出負担行為、支出命令若しくは支出負担行為に関する確認、支出若しくは支払をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したもの（以下「予算執行職員等」という。）が故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠ったことにより普通地方公共団体に損害を与えたときは、これによって生じた損害を賠償しなければならないとされており、本件の延滞税及び不納付加算税の支出を香川県の損害ととらえ職員に賠償を求める場合は、本件支出の原因行為である所得税の源泉徴収漏れが、故意又は重大な過失に当たるかどうかが判断の基準になる。なお、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第34条では、自治法第243条の2の規定を準用している。

昭和61年2月27日の最高裁判所の判決では、自治法第243条の2の趣旨は、予算執行職員等の職務の特殊性に鑑みて、支出負担行為等に起因する当該地方公共団体の損害に対する同職員等の賠償責任に関しては、民法上の債務不履行又は不法行為による損害賠償責任よりも責任発生の要件及び責任の範囲を限定して、同職員等がその職務を行うに当たり畏縮し消極的となることなく、積極的に職務を遂行することができるよう配慮するとともに、同職員等の行為により地方公共団体が損害を被った場合には、簡便、かつ、迅速にその損害の補填が図られるように、当該地方公共団体の長に対し、賠償命令の権限を付与したものであるとされている。

イ 故意

法令用語で「故意」とは、自己の行為から一定の結果が生じることを知りながらあえてその行為をすること（法令用語研究会編法律用語辞典）をいう。

ウ 重大な過失

自治法第243条の2で規定する「重大な過失」については、松本英昭著「逐条地方自治法第6次改訂版」によると、「はなはだしく注意義務を欠くことをいい、予算執行行為等を行うに当たり当該職業又は地位にある人にとって普通に要求される程度の注意義務を怠ることを示す軽過失に対するものである」とされている。また、昭和32年7月9日最高裁の判決では、「重大な過失」とは、「通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかの注意さえすればたやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然とこれを見過ごしたような、ほとんど故意に近い、著しい注意欠如の状態を指すもの」とされている。

エ 源泉徴収漏れの原因

源泉徴収漏れになった支払について、源泉徴収の対象となる報酬・料金等に含まれるかどうかを、通常、予算執行職員等が参考にしている出納局編集の「出納事務の手引」や国税庁発行の「源泉徴収のあらまし」等で確認したところ次のとおりであった。

「出納事務の手引」において、給与及び報酬・料金等の源泉徴収について、その税額、徴収方法等は具体的に記載されているものの、県の歳出科目的委託料や役務費で支払う場合の源泉所得税の取扱いが必ずしも個別具体的には明示されていなかった。このため、委託料や役務費で支払う場合に源泉徴収が不要であると誤認したものと解される。

また、「源泉徴収のあらまし」では、源泉徴収をする必要がない例として、弁護士等に対し支払う金銭等であって、国や地方公共団体に対し登記、申請等をするため、登録免許税、手数料等に充てるものとして支払われたものについては記載されている。裁判に係る郵送代、

賃写代等の取扱いについては明記されていないが、郵送代等についても課税対象ではないと誤認したものと解される。

今回の所得税の源泉徴収漏れは、上記のとおり源泉徴収の対象となる報酬・料金の個別具体的な基準が必ずしも明示されていなかったことにより、事務処理過程における支出負担行為に関する確認を行う職員を含め、源泉徴収を行うべきところを誤認したことに加え、所得税の源泉徴収制度に関する適切な周知・指導や意識の醸成が十分ではなかったこと等が原因であるものと解される。

本件の延滞税及び不納付加算税の支出の原因行為である会計処理において、予算執行職員等に過失があったことは否定できないものの、源泉徴収漏れの原因や源泉徴収制度から考えると、所得税法に違反することを知りながら「故意」に源泉徴収を行わなかったものではないと解される。また、源泉徴収の対象となる報酬・料金の個別具体的な基準が必ずしも明示されておらず源泉徴収を行うべきところを誤認したこと、さらには、これまで税務署から具体的な指摘を受けていなかったことなどから、予算執行職員等に「重大な過失」があったとまではいえないと解される。

本件の延滞税及び不納付加算税の支出については適正な会計処理に基づき支出されたものであることなどを総合的に勘案すると、本件の延滞税及び不納付加算税の支出について、損害の補填を職員に求めている本件の請求について、民法の特例規定である自治法第243条の2第1項に基づく予算執行職員等に対する損害賠償責任を認めることはできないものと解される。

(3) 監査の対象外

本件請求のうち、懲戒処分については、自治法242条第1項の規定により、住民監査請求において当該地方公共団体の住民が求めることができる措置は、違法若しくは不当な財務会計上の行為を防止し、若しくは是正し、若しくは財産の管理を怠る事実等を改め、又は当該地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置であるところ、請求人の求める懲戒処分は財務会計上必要な措置と認められないから、監査の対象外とした。

なお、所得税の源泉徴収漏れがあったことに関して、出納局の事務を掌理し、指揮監督する立場にあった者8人に対して、平成25年8月27日付けで書面訓告が行われた。

以上のことから、「監査委員が、上記の「延滞税と不納付加算税の計135万円」の違法な公金支出について責任を有する者に対して、損害の補填を求めるほか、懲戒処分その他の必要な措置をとるよう香川県知事に対して勧告することを求める。」という請求人の主張には理由がないものと判断する。

3 要望

今回の所得税の源泉徴収漏れについては、予算執行職員等に故意や重大な過失があったとはいえないものの、現に県に経済的損失があったこと、また、関係者にご迷惑をおかけしたことは誠に遺憾である。今後は、所得税の源泉徴収制度の重要性を再認識し、職員への源泉徴収制度の周知徹底を図るとともに、チェック機能を強化するなど、財務事務の適正な執行に努められることを強く要望する。

別表

部局名	件数	課税対象額 (円)	源泉徴収不足額 (円)	所属名
政策部	6	2,667,000	268,779	県産品振興課

				県立ミュージアム
総務部	95	78, 115, 014	9, 412, 209	総務学事課 財産経営課 営繕課 広聴広報課 文書館 県税事務所
環境森林部	2	997, 500	99, 750	みどり保全課
健康福祉部	6	29, 175	2, 921	健康福祉総務課 長寿社会対策課 薬務感染症対策課 西讃保健福祉事務所
商工労働部	7	1, 747, 500	74, 792	産業政策課 企業立地推進課 産業技術センター 栗林公園管理事務所
土木部	113	36, 759, 375	3, 963, 507	土木監理課 道路課 港湾課 河川砂防課 住宅課 中讃土木事務所 西讃土木事務所
収用委員会事務局	1	490, 000	49, 000	事務局
労働委員会事務局	1	1, 720	172	事務局
教育委員会事務局	14	197, 271	19, 746	義務教育課 高松工芸高校 石田高校 高松北高校 丸亀城西高校 善通寺第一高校 埋蔵文化財センター 高松養護学校
警察本部	17	11, 103, 335	1, 577, 623	会計課 刑事企画課 交通企画課 少年課 科学捜査研究所 丸亀警察署 琴平警察署

				警察学校
水道局	3	2,967,500	351,500	水道局
計	265	135,075,390	15,819,999	43所属